

収集日程について

■ごみを出す時間

決められた集積所に、収集日当日の8時30分までに出してください。

■祝日および年末年始の収集について

祝日を含む月曜日から土曜日まで、地区別に収集します。

ただし、年末年始の12月31日から1月3日は収集していません。

■収集するごみ

もえるごみ	生ごみ、資源物以外の紙くずなど
資源物	資源1種 缶、雑鉄、紙類、乾電池
	資源2種 缶、びん3種、割れ物、衣類、発泡スチロール・トレイ
	資源3種 プラスチック製容器包装、紙製容器包装+雑紙(ざつがみ)、複合素材ごみ、ペットボトル

粗大ごみについて

粗大ごみは全て「有料による戸別収集」となり、定められた日にお宅へ訪問しますので、玄関先(アパートは1箇所にまとめて)に午前8時30分までに出すようにしてください。

「粗大ごみ」とは、原則一辺の最長部分または直径が30cm以上のものが該当し、品目ごとに手数料が決められています。

各戸に配布している「ごみ分別と収集日程表(保存版)」の12~14ページをご確認ください。

■申し込み方法について

電話でお申し込みください

・毎月22日から28日(土・日、祝日を除く)の間に収集しますので、その月の20日までに予約してください。

・予約先 協業組合 富谷環境 (☎ 022-358-2790)

受付 月曜日から金曜日(祝・休日、年末年始を除く)9時から17時まで
※「手数料券」を、「市役所」「各出張所」または「粗大ごみ手数料券取扱店」の表示のあるコンビニで購入し、粗大ごみに貼って出してください。

臨時ごみについて

臨時ごみとは、引越しごみや大掃除などで多量に出るごみのことです。臨時ごみは、受入先に自己搬入するか許可業者に委託してください。一般集積所へ出すのはご遠慮ください。

■自己搬入

直接施設に持ち込むようになります。事前に、電話で富谷市清掃センター(☎ 358-4321)へお申し込みください。

【自己搬入 受入施設について】

種類	受入施設	料金(重量制)	受入時間	注意事項
粗大ごみ・資源物	富谷市清掃センター(富谷市石積堀田11-1) ※事前予約が必要です。 ☎ 022-358-4321	100kgまで1,500円 10kgまたはその端数ごとに150円を加算した額。	○平日(土・日・祝日・年末年始を除く) ○第1・2日曜日 午前9時から午後4時まで	・事前に分別をした上でお持ち込み願います。 ・粗大ごみの場合、手数料券を貼って持ち込むこともできます。
もえるごみ	仙台市松森工場(仙台市泉区松森字城前135) ※電話予約は不要です。 ☎ 022-373-5399	100kgまで1,500円 10kgまたはその端数ごとに150円を加算した額。	○平日(土・日・祝日・年末年始を除く) 午前9時から午後4時15分まで	・ごみが散乱しないように袋に入れるか、ひもで縛ってください。 ・窓口で車検証の提示が必要となります。

■搬入委託

ご自身で搬入できないときは、許可業者に委託してください。料金等は、直接、許可業者にお問い合わせください。(※許可業者の連絡先については、本頁右下に記載しています。)

小型家電リサイクルについて

下表に該当するものは、専用の回収ボックスに投入することでリサイクルされます。

種類	排出方法	小型家電対象品目(一例)	受入時間
小型家電	富谷市役所交流ホール、富谷市内各公民館に設置の小型家電回収ボックス(投入口の大きさ)横30cm×縦15cmに入るもの	・携帯電話、PHS、スマートフォン ・ノートパソコン(スレート型、タブレット型含む) ・ゲーム機(据置型、携帯型、ハンドヘルド含む) ・デジタルカメラ、デジタルビデオカメラ ・電話機、ファクシミリ、ラジオ	平日 8時30分~17時30分 土・日 8時30分~17時 【本庁舎のみ】 (閉庁日除く)

※対象品目に関しては設置ボックスに表示してありますのでご確認ください。

※投入口に入らないものに関しては、通常通りの方法で排出してください。

収集しないごみについて

■営業ごみ(事業者)

商店や事務所など営業活動に伴って出たごみは、許可業者と契約して処理してください。

■市で処理できないもの

※許可業者または販売店にご相談ください。

タイヤ、薬品、火薬類、ボンベ、廃油、廃液類、バッテリー、ランドピアノ、消火器、農業機械類、自動車、バイク、産業廃棄物、大型耐火金庫、家電リサイクル法に該当するもの、パソコン(本体・液晶ディスプレイ・一体型パソコン・CRTディスプレイ・ノートパソコン)

■家電リサイクル法に該当するもの

エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機は、家電リサイクル法に基づき、メーカー等に回収およびリサイクルが義務付けられています。

■パソコンリサイクル法による回収

家庭から排出される使用済みパソコンは、資源有効利用促進法に基づき、「PCRリサイクル」が開始され、メーカー等に回収及びリサイクルが義務付けられています。

※「小型家電リサイクル」として出すことができるものもあります。上記「小型家電リサイクルについて」を参照してください。

許可業者について

営業活動に伴って発生したごみや、引越しなどで多量に発生したごみをご自身で運べない場合は、許可業者に回収を委託してください。

また、家電リサイクル法に該当するものおよびパソコンの取り扱いもしています。いずれも有料となりますので、料金については、直接、許可業者にお問い合わせください。

■協業組合 富谷環境

☎ 022-358-2791 富谷市志戸田野田 31-1

■協業組合 仙台清掃公社 仙北事業所

☎ 022-345-6661 大衡村大森字三三刈田 13-1